

## <建設キャリアアップシステム>

業界横断的な経験・技能の蓄積



建設技能者の能力評価



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価を実施

## <新・担い手3法>

### 公共工事事業法の改正

#### 働き方改革の推進

- 発注者の責務
  - ・適正な工期設定
  - ・施工時期の平準化
  - ・適切な設計変更
- 受注者（下請含む）の責務
  - ・適正な請負代金・工期での下請契約

#### 生産性向上への取組

- 発注者・受注者の責務
  - ・情報通信技術の活用

#### 災害時の緊急対応強化

- 発注者の責務
  - ・随意契約・指名競争入札の活用
  - ・災害協定の締結、発注者間の連携
  - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

#### 調査・設計の品質確保

- ・「測量、調査及び設計」を法律に明記

### 建設業法・入契法の改正

- 工期の適正化
  - ・工期に関する基準を作成・勧告（中建審）
  - ・著しく短い工期による請負契約を禁止
  - ・必要な工期の確保と施工時期の平準化の努力義務化（入契法）
- 現場の処遇改善
  - ・社会保険加入を許可要件化
  - ・下請代金のうち、労務費相当は現金払い

#### 技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者
  - ・技士補を配置する場合、兼任を容認
  - ・主任技術者（下請）
  - ・一定の要件を満たす場合は配置不要

#### 災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

#### 持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備



**対策名：** No.77 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策

**事業名：** 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保・育成

- ポイント**
- 社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの活用等で処遇改善
  - 新・担い手3法が成立、働き方改革を促進
  - 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手を将来にわたって確保

### 地域の概要・課題

建設業は国土づくりの担い手であると同時に、地域の経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担うなど、「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える役割を担っています。

一方で、建設業は他産業を上回る高齢化が進んでおり、近い将来、高齢者の大量離職による担い手の減少が見込まれることから、将来の建設業を支える若年入職者の確保が喫緊の課題となっています。

### 事業の概要

技能者の就業履歴や保有資格を蓄積し、適正な評価や処遇につなげる建設キャリアアップシステムの本格運用の開始（平成31年4月）や、社会保険加入の徹底等に取り組みました。

また、令和元年6月に成立した新・担い手3法において、適正な工期設定や施工時期の平準化に向けた取組を公共発注者の責務として規定する等の改正を実施しました。また、令和2年7月、中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成・勧告されました。

### 【見込まれる効果】

本対策の実施により、社会保険の加入が着実に進んでいます。また、建設キャリアアップシステムの本格運用の開始により、技能者の就業履歴や保有資格を蓄積し、適正な評価や処遇につなげる仕組みが整いました。

さらに、新・担い手3法も踏まえ、工期の適正化や施工時期の平準化、i-Constructionの推進等により、建設業の働き方改革と生産性向上の取組を強化しています。

これら「処遇改善」「働き方改革」「生産性向上」の取組の推進により、建設業が「給与がよく、休暇がとれ、希望が持てる」新3Kの魅力的な産業になり、防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手を将来にわたって確保します。